



# 佐賀県公報

平成17年  
8月17日  
(水曜日)  
第12644号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

告示

○廃川敷地等の発生

(四四六・河川砂防課)

公告

○ESIイオントラップ型液体クロマトグラフ/質量分析システム

の購入に係る一般競争入札

(工業技術センター)

○土地改良区役員の就任届

(農地整備課)

○唐津港(西ノ浜地区)体育施設整備事業(ヨットハーバー護岸工

事)に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

(港湾課)

教育委員会事項

○佐賀県史跡の指定の解除

(告示・九五)

## ○告示

●佐賀県告示第四百四十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年八月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

松浦川水系行合野川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年八月十七日

三 廃川敷地等の位置

伊万里市波多津町津留字下大谷二〇五七番一、二〇五八番一、二〇五九番一、二〇六四番、二〇六五番一、二〇六五番二、二〇七四番一及び二〇七五番一の地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(一) 種類 土地  
(二) 面積 四三六一・六二平方メートル

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年8月17日

収支等命令者

佐賀県工業技術センター所長 山 東 睦 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 ESIイオントラップ型液体クロマトグラフ/質量分析システム 1式

(2) 購入物品の特賞等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 契約締結後4か月以内

(4) 納入場所 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝114 佐賀県工業技術センター

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金

<p>額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。</p> <p>(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝114</p> <p>佐賀県工業技術センター</p> <p>電話 0952-30-8161</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成17年8月17日から平成17年8月26日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成17年9月27日 10時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成17年9月27日 10時</p> <p>佐賀県工業技術センター1階 研修室</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくはは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(3) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくはは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくはは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくはは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額100分の10以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p>
---	--

- イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する者
- (4) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
  - ア 参加する資格のない者
  - イ 本入札について不正行為を行った者
  - ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - エ 1人で2以上の入札をした者
  - オ 代理人でその資格のないもの
  - カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者
  - キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したもの
  - (5) 契約書作成の要否 要
  - (6) 落札者の決定方法
    - ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
    - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
    - (7) 詳細は入札説明書による。
    - (8) この調達契約は、1994年4月15日のラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - 6 Summary
    - (1) The nature and quality of the products to be purchased :  
Liquid Chromatograph/E S I-Ion Trap Mass Spectrometer
    - (2) Deadline : 10:00A.M.27 September 2005

(3) For more information, contact with the following address  
 Division of Food Industry Industrial Technology Center of Saga  
 114, Yaemizo Nabeshima-Machi, Saga City, Saga Prefecture, 849-09  
 32, Japan  
 TEL. +81-952-30-8161, FAX. +81-952-25-1694

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、塩田東部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
 平成17年8月17日  
 佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	白濱 重憲	藤津郡塩田町大字真崎148番地	平成17年8月1日

唐津港(西ノ浜地区)体育施設整備事業(ヨットハーバー護岸工事)について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。  
 なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。  
 また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。  
 平成17年8月17日  
 佐賀県知事 古 川 康

1 工事の概要  
 (1) 工事名 唐津港(西ノ浜地区)体育施設整備工事  
 (2) 工事場所 唐津市二太子  
 (3) 工事内容 護岸工 L=244.1メートル

<p>うち護岸① L=53.2メートル</p> <p>護岸② L=145.9メートル</p> <p>護岸③(斜路) L=45.0メートル</p> <p>(4) 予定工期 約11か月</p> <p>2 共同企業体に関する事項</p> <p>(1) 構成員の資格要件</p> <p>ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものとする。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ロ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により、入札参加資格の土木一式工事特Aの決定を受けていること。</p> <p>(ハ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。</p> <p>(ニ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。</p> <p>(ホ) 入札参加資格の確認基準日以前6か月以内に金融機関等において、不渡手形等を出していないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 構成員のうちで最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であること。</p>	<p>(イ) 佐賀県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。</p> <p>(ロ) 海上において作業船を使用しての護岸工事又はこれに類する工事について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。</p> <p>(ハ) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として上記(イ)の経験を有する者を当該工事に監理(主任)技術者として専任で配置できること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(ロ) 代表者の要件資格を満たす者と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第10号に規定される同族会社でないこと。</p> <p>(ハ) 代表者の資格要件を満たす者と資本又は人事面において強い関連がないこと。</p> <p>(ニ) 構成員の数 2社とする。</p> <p>(ホ) 出資比率 すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(ヘ) 存続期間</p> <p>ア 県工事の相手方となった者</p> <p>イ 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで</p> <p>ウ 県工事の相手方とならなかつた者</p> <p>エ 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p>
---	---

- (4) 代表者の資格要件と同種又は類似の工事の施工実績調書  
(共同企業体の代表者のみ)
- (5) 配置予定の技術者調書

ア 配置予定の監理技術者又は主任技術者の氏名  
イ 配置予定技術者の資格、工事経験等

(6) 平成16年3月1日から平成17年2月28日までの間を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し

(7) 営業所一覧表

4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所等

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録(提出)するとともに、(2)の受付場所に持参するものとする。

3の(2)から(7)までについては、書面にて(2)の受付場所に持参するものとする。

(1) 受付期間 佐賀県電子入札システムによる受付及び書面による提出については、平成17年8月24日から平成17年8月30日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日においては9時から16時まで)とする。

(2) 書面による受付場所 唐津土木事務所 総務課(唐津市二夕子三丁目1番5号)

5 指名業者の選定  
提出資料の審査結果に基づき本県の指名基準により指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定  
平成17年10月

(ただし、この工事は公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による公有水面埋立免許の取得を前提としており、その処分の結果によっては当該入札を延期又は中止する場合がある。)

7 その他  
申請書、提出資料作成要領等については、唐津土木事務所において配布する。  
問い合わせ先 唐津土木事務所 総務課(電話番号0955-73-2861)

○ 教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会告示第九号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第三十二条第三項の規定により、次の表に掲げる佐賀県史跡の指定(昭和三十年佐賀県教育委員会告示第一号)について、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百九条第一項の規定による史跡の指定がなされたので、佐賀県史跡の指定は解除された。  
平成十七年八月十七日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二郎

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者	解除年月日
史第五号	佐賀県史跡	岸嶽古窯跡 飯洞糞上窯跡、飯洞糞下窯跡、帆柱窯跡	三基	唐津市北波多字帆柱三三七五番三三五、唐津市北波多帆柱国有林一〇三林班の一小班	唐津市農林水産省	平成一七年七月一四日

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年八月十七日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日  
株古川総合印刷